○経済産業省告示第三十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務を廃止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年二月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	主たる事務所の所在地	廃止日	廃止する審査業務の範囲
エイチエスビージャパン株式会社	神奈川県横浜市神奈川区金港町二番地六横浜プラザビル	平成二十八年二月二十九日	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査

○国土交通省告示第四百三十号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち同政令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　津市栗真町屋町字北浜一二五六番一地先の測量標（北緯三四度四五分〇六秒、東経一三六度三一分五三秒）から一九〇度〇一分二三秒一、二一三・七二六メートルの地点

(2)　(1)に掲げる地点から一八四度五六分二二秒一六・一七〇メートルの地点

(3)　(2)に掲げる地点から二七四度五六分二二秒三九・九五三メートルの地点

(4)　(3)に掲げる地点から〇〇四度一〇分〇二秒一六・一七一メートルの地点

○国土交通省告示第四百三十一号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十二条第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第十二条第二号の国土交通大臣が定める者は、同条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、同号に規定する登録適合性判定員講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われたものに限る。）を修了した者とする。

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第十七条第四号の規定に基づき、登録適合性判定員講習の講義に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十七条第四号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げる事項とする。

科目	事項
規則第十七条第三号イの科目	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の概要の解説
規則第十七条第三号ロの科目	建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続及び建築物エネルギー消費性能基準の解説
規則第十七条第三号ハの科目	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第一条第一項第一号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量並びに同号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法その他の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う者として必要な知識及び技術の習得のための演習に関する事項

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十三号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十八条第二号の規定に基づき、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第二十八条第二号の国土交通大臣が定める場合は、次のとおりとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）が、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行った場合

二　登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）が、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合

イ　設計に関する業務

ロ　販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務

ハ　建設工事に関する業務

ニ　工事監理に関する業務

三　その役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員（適合性判定員を含む。）が当該建築物エネルギー消費性能確保計画に係る判定の業務を行う場合に限る。）

イ　当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行った場合

ロ　当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物について第二号のイからニまでのいずれかに掲げる業務を行った場合

四　第一号から前号までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。